

第9回横須賀市屋外広告物審議会

1. 日 時 平成21年（2009年）3月17日（火）14時～16時
2. 場 所 横須賀市役所消防庁舎3階第2会議室
3. 議 案 (1) 横須賀市屋外広告物条例の運用状況について（報告）
(2) その他
4. 出 席 者 委員 5名 事務局 3名
・河上 俊昭 委員 ・丸茂 勉 景観推進課長
・菊竹 雪 委員 ・平井 毅 景観推進課上席主査
・田口 敦子 委員長 ・矢島 俊郎 景観推進課担当者
・角井 一郎 委員
・山畑 信博 委員
5. 傍 聴 人 なし
6. 議事経過 次のとおり

事務局 本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。合わせて、委員の皆様にはこの 3 月 31 日で 2 年間の任期満了になります。事務局として、この審議会が無事運営できたことは、皆様の協力のおかげと改めてお礼申し上げます。

 それでは、第 9 回屋外広告物審議会を開催させていただきます。

 本日の傍聴希望者は 0 名であることを報告いたします。

 それでは、会議の成立についてから入らせていただきます。

 横須賀市屋外広告物審議会規則第 4 条第 2 項によります。会議の成立について報告いたします。

 当審議会委員 7 名のうち現在 5 名が出席しております。従って委員の半数以上が出席しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

 それでは、これより委員長により議事を進めていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 これから第 9 回屋外広告物審議会を開催いたします。

 まず、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第 6 条第 3 項によります。本日の議事録の署名委員を指名いたします。山畑委員、河上委員を指名いたします。両委員よろしくお願いします。

 それでは、議事に入りたいと思います。議事（１）を事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議事（１）横須賀市屋外広告物条例の運用状況についてご報告をさせていただきます。

- １）屋外広告物申請の年度別許可状況について（報告）
- ２）バス停留所添加広告の設置について（報告）
- ３）バス停留所広告に掲出された広告物について（報告）
- ４）本市に設置されている LED（映像）広告について（報告）
- ５）屋外広告業の届出状況について（報告）
- ６）違反広告物の除却状況について（報告）
- ７）広告景観推進協力員の登録状況について（報告）

委員長 今の説明に対してご質問はありますか。

角井委員 今年度除却件数が減ったのは、良くなったから少なくなったのですか、撤去作業の回数が少なかったのですか。

事務局 推測にはなりますが、本年度は警察から違反広告物についての照会が過去の13年からの件数よりも多い件数の照会がありました。一部については起訴されて罰金刑を処せられているとのことですが、今年度の5月頃から8月ごろまでに集中して照会があったということで業者さんがはり札、はり紙を極端に抑えたのではないのかと思っております。

角井委員 では、はり紙とかはり札を掲出する業者は特定されているととらえていいのですね。

事務局 概ね不動産、金融が多かったのですが、そのあたりの業者さんではないかと思います。

委員長 他の自治体でもそういった例は増えているのですか。

事務局 ここ数年、横須賀警察署の生活安全課は検挙率が高く、平日の掲出が減って土日に掲出されるものが増えていたのですが、土日に掲出しているものを警察が捕まえていますので、件数が減少しているのではないかと思います。

山畑委員 平成18年から20年度にかけて金融、不動産が相対的に減ってきていますが20年度には「その他」が割合として増えていますよね。「その他」の中の内訳でも新たなジャンルグループが何か出来ているのかなと、これだけ多くなると「その他」で扱えなくなるのではないかと思いますのですが。

事務局 円グラフの中で「その他」が多くなっていますが、絶対数としては減って366となっています。先程も話しましたが警察が検挙したのが大体不動産、金融関係でその辺が減ってきた関係上残った部分が比率として出てきたのではないかと思います。内訳は地元の神社の巫女さんアルバイトの募集であったり、地図看板となっています。

角井委員 地図看板は公認しているものもあるのですか。

事務局 ありません。ガードレール等道路の附属施設や、駅前等の禁止物件に指定されているものは除却しております。

菊竹委員 バス停の件ですが特にはり紙、時刻案内等はり紙の件色々ご苦労頂きましてありがとうございます。今後も運用のされ方等をご覧頂きになりながらさ

らにどういうはり紙の仕方が良いかよくご覧頂きまして今後さらにご検討いただければと思います。その上なんですが審議会で皆様が討論した内容、バス停のことあるいはLEDのことなんですがそういうことに関しましては出来ればパワーポイントだけではなく資料として何か拝見させていただけないだろうか、資料として追加されていれば前回のことが反映できるのではと思いましたので今後ご検討いただければと思います。

事務局 次回から反映できるようにしていきます。

角井委員 市役所に来る道すがらバス停留所を見てきましたが軽やかなつくりで、重圧感がなくて街にとけこんでいて重々しくない。広告物も洗練されていたものがでていて市民からすると広告物かわからないような感じで屋外広告物として意味があるのかとを感じるぐらいとけこんでいる。

河上委員 協力員がだんだん減ってきていますよね。どういう要因があると思いますか。

事務局 一番の要因は協力員さんの高齢化だと思います。

河上委員 募集などはどうしていますか。

事務局 毎年、広報よこすかお知らせ版、ホームページで募集しています

河上委員 現状維持ということで 50 名なら 50 名と目標を立てたほうがいいのでは。

事務局 実際に広告物パトロールで協力員さんと一緒に回るのですが、前は剥がす物件が沢山あり注意するところも沢山ありました。最近それがなくなり、ただ歩くだけの状態であります。除却件数が約 300 件ですので協力員さんが回ってもその日に指導対象がないこともありますので、目標を立て人数を増やしても活動することは難しいのかなとも思っています。

委員長 これ自体は協力員さんが減っていることよりも、違反広告物がなくなってきているというのは本当にいいことですね。色々な事情がありそうですが。景観上に違反広告物が出てこないというのはいいことですね。

事務局 この制度の良いところは公共に対して姿勢を正すようなご指摘もいただ

ます。例えば市民安全のためにのぼり旗が町内会単位で掲出されていて管理されていないということもあります。市同士ですとなかなか管理部局に直接言いつらいこともありますので市民の協力員の方から通報があったということで話しますと対応をしていただけるので我々の姿勢を正す意味でも協力員さんの人数を確保したいと思っております。

委員長 業の届出ですが、この方たちは登録制度になれば登録されるのですよね。業の届出が増えている理由はなにかありますか。例えば屋外広告物というのは大変種類が広がっておりましてこれまでの屋外広告業の方たちとは異なった業種の方が届出をしてきているということなのですか。そういった傾向はありますか。

事務局 今年度は新規件数が多くなってしまして今まで申請がなされていなかった案内板等を掲出する業者が増えてきていることと登録制度に移行していない都市に届出を提出しておいて、登録制度の導入がされてからは経過措置期間が設けられますのでそのことを考慮してということもあるのではないのでしょうか。県外の業者も3年前から増えてきています。

委員長 平成18年度から県外からの件数がいきなり増えていきますね。わかりました。屋外広告物が広がってきたことから広告制作業の業種の範囲が広がってきたのかなと思いましたので、それも若干影響があるということですね。

角井委員 届出制から登録制の流れというか、どういう主旨で移行されるのですか。

事務局 屋外広告業という形で登録した業者さんしか業をしてはいけませんという形になります。最終的に登録制度ができますと登録した業者しか業を行ってはいけませんということになります。登録制度では罰則規定があり、業の取り消し等処分権限がでてきます。違法広告物を掲出する業者さんは業を出来なくなる制度になっていくということです。現在、全国で登録制度を導入していない県は神奈川だけになります。今現在検討中ですので、平成23年度を目標に導入予定です。

角井委員 業界の実態や登録制度を導入しなくてはいけない状況というのは知らないのですが、広告とはこういうふう to 周知するというか放送などもそうですが業界の自主規制というのですかね。そういうものであまり行政が登録させるとか取り消しするとかそういうのは馴染まない分野なのかなという見方もあ

るのかなと思います。多分そこには業界の色々特有の悩みがあり全国的にそういう流れになったのかなと思いますけども。

広告を現場で設置する業者の登録ということですよね。あの業界の方はよく知らないのですが、要するに設置する人がその物をプロデュースするような業態の特殊というのはないのですか。

事務局 広告代理店さんの中にはそういった機能を一連で持っている方も多いと思います。その方は登録していただく形になります。広告製作だけの方はその下請けの業者さんが登録をされていれば可能になります。

角井委員 市民として心配するのは広告など色々プロバカンダすることは市民社会として自由な中で行われなくてはならないというのがあるかと思いますが、だからそういうことに不自由なことがあってはならないのでは。届出制は届出制でそういう意味があったのかと思います。

事務局 登録制度の主旨は屋外広告物を設置する場合の、安全性確保などのため登録業者さんが違反すれば資格取り消しとなり業として出来ないという形をとっています。建設業法などと同じで業の登録が無ければ仕事が出来ないということです。

角井委員 広告内容などより要するに広告物の安全性とか設置してはいけないとか物理的な担保の構築になるということですね。

山畑委員 工作物としての安全性の確保というのは当然必要になります。

委員長 現在は、広告物は物理的な「もの(工作物)」に対してそのあり方を規制しています。心配されている表示内容の規制はそこには盛り込まれていません。表現上の問題は、その都度審査を受けています。つまり、公共的な場所に掲出されて良いものかを判断するわけです。広告表現には表現の自由が担保されていますが、全く自由と言うことは屋外広告物の場合にはあてはまらないとの考え方をしています。公共性の高い空間に掲出される広告物は、誰が見ているか特定できません。新聞広告や雑誌広告等は、誰がそれを買って読んでいるか特定することができますが、屋外広告はかなり難しいのです。屋外広告以外の新聞や雑誌、CM等はクライアント、制作業のほうで自主規制しています。その点屋外広告は開かれた空間に掲出されることから、表示内容、表示手法等厳しくなります。

ラッピングバスの表現で「地色」に赤は禁止等色彩に厳しいガイドラインが設けられ審査されますが、これをバス停掲出ポスターに適用するといった問題が各地で起きています。ラッピングバスとバス停のポスターを同列に見るのは、そのサイズの相違を考慮しないと言うことで乱暴な審査になっています。新しい屋外広告物が街に出現する中で、クライアントや広告制作関係者、自治体の方々と話し合いが始まっています。

山畑委員 地色に赤がダメだったのは京都の看板・ラッピングバスですよ。

委員長 ラッピングバスの「地色の赤」はだめ「黒」はだめというのはいくつかの事業者さん・自治体で言い切っていると思います。或いは多くの自治体では彩度の度合いの制限です。

バス停のポスターにも同様のガイドラインでは先にも言いましたように、おかしいだろうという感じはします。このようなやり方をしていますと広告主が離れていって、広告の媒体として活用してもらえないことになります。

角井委員 バス停のデザインの一部なのか広告なのかわからなくなってくる。

委員長 ちょっと自主規制してしまいすぎているのではないのでしょうか。そういう段階です。

事務局 蛇足ですが本市のラッピングバスの基準も彩度が4以下になっています。これは正直言いまして景観推進課長になって条文を色々見たのですが建物の彩度を6まで認めているのに4以下のラッピングバスは広告になるのかと疑問に感じました。

委員長 横須賀市だけではないですね。色々なところでその問題がそれぞれガイドラインの対象になるものの把握がちょっとずれはじめていますね。ポスターはこの大きさのものは色の規制は一切必要が無いと思っています。

事務局 確かに広告ですとある一定期間サイクルで変わっていますので大きく問題はないと思いますが、ラッピングに関しては市内をパープルのバスが走っていて、あれが本当にいいのだろうかという疑問もあるので、ある程度、彩度の制限をしていきたいと思っています。

委員長 バス停の問題は日本ではもう少し慎重にというのがあります。特に女性の

アップはやめておいたほうが良いですね。基準では問題は無いのですが。

事務局 横須賀市でも自主規制のものを受けて、その場所でそれが小学校の前であったり女性擁護団体の前で女性を商品化しているという意見などの反対をされたりすると審議会の意見を聴いて中止しますよという約束はとっているのですがでも今回の案件では2件どうなんだろうというものがありました。デザイン内容が影響しますね。今の運用状況で上屋に関しても我々も整備したいという道路管理者もおりまして、こういった代理店にまちづくりを協力していただけるというのはありがたいと思っていますので、この展開を呼びかけてもいます。

委員長 いい形で活用したいですね。こういうものは。

事務局 また、この周期の報告をまとめまして、次回審議会にて報告させていただきたいと思っております。

角井委員 設置箇所が増えそうだという話がありますか

事務局 国道が整備されましたので次は県道を整備したいということで先日、県の道路管理者にも説明に参りました。代理店の目的もありまして人が集まる場所が営業になるようなので希望どおり増えることはない現状もあります。

委員長 バスを待たれる方にとっては、バス停そのものに屋根がついて快適なものとなり、そのバス停の整備にかかる費用を、バス停に掲出したポスターの広告費でまかなっているということです。

角井委員 道路側にガラスがはってあるのがいいですね。あれでだいぶ風が防げたり雨風防げますよね。

委員長 事業者さんが自分のところの費用でメンテナンスしています。

事務局 2週間単位で入れ替えをするので、入れ替えるときに清掃をしたり壊れたときは直すシステムを代理店が確立しています。数が多い横浜市さんですとそういった地元企業の雇用の機会も提供したり、自治体などともうまく関係していったらいいようです。残念ながら横須賀ではまだそういった雇用の機会を設けられてはいません。

角井委員 都市のインフラの一部がそういった広告で担保されて整備されていくのはいい流れですよ。

委員長 欧米独特の合理主義ですね。欧米では色々盛んなのですが。税金で公共的な施設を作るのは負担が大変ですよ。広告の費用を使ってインフラを整備していくというのは非常に合理主義ですよ。

事務局 現在道路上に民間の広告を掲出できる場所はこのバス停広告しかありませんのでお客さんの確保につながっているのだと思います。

委員長 ヨーロッパでは自転車置き場が歩道上に置かれていたりします。ベルギーは平地が多く、自転車利用が多いためか繁華街の真ん中にあります。この装置を維持管理する費用にポスタースタンドを併設しています。やはりこのような考え方というのは日本でもこれから必要になってくると思います。

角井委員 だったら都市景観なり都市の設備なりという視点でこんなにいい形でシステムでこういうのがとりあえず何基出来ましたよというのを周知されると行政としての後押しもできるのではないかと思います。

委員長 他に何かございませんか。なければもう1件その他ということで報告事項があるそうですので、事務局より説明をお願いします。

事務局 1) 横須賀市景観計画に新たな制度を追加をしたことを報告
今回新たに景観推進地区という景観計画よりきめ細やかな基準をもってまちづくりを進めていく地区を指定しました。色々な取り組みをしていく中で色彩の基準を設けていたり敷地内の緑化ということで街路樹が植えられるような宅地にオープンスペースを設けて、一定の樹種を植えて街を形成しているという緑化の基準。次に屋外広告物について、あくまでも自主ルールとなっていますけども、自家用以外の広告物は設置しないという基本指針を設けた地区になります。

2) 横須賀市景観条例の改正について報告

主要な改正として、第4条にあります景観推進地区の制度を改正しました。改正前はまちづくりの指針を定めていましたが、住民の景観意識の熟度に応じ、基準を設け制限をかけることが可能としました。この改正により、現行条例ではあくまでも自主規制で広告物の設置を止めていますが、住民の皆さ

んが自家用広告物以外が掲出されたときに制限をかけたいということであれば景観推進地区の基準として制限することも可能となっています。また、屋外広告物を屋外広告物条例で規制をかけたい場合は広告景観推進地区という形でまちづくりを進めていくこともできる地区が出来ましたので当委員会の皆様にもご報告をさせていただきました。

委員長 この件についてなにかご質問はありますか。

角井委員 この区域は景観推進地区以外になにか規制はかかっていますか。

事務局 都市計画法という法律があり、かなり厳格に運用される法律です。都市計画法の制度である地区計画もかかっています。例えば地区計画では壁面線の後退を1メートルとしています。実際、景観推進地区では1.5メートル後退することを自主規制に上乗せをしました。現実的に自己の権利を主張される方は地区計画に定める1メートルまで下がれば法的には手続きは終わります。ただそうしますと先程の街路樹が植えられないとか良好な街並みを維持することが不可能だということになるので、事業者が上乗せ基準をかけたいと言っています。事業者が守りたいという部分を取り入れながら、景観推進地区の地区指針として決めました。建替えや作りかえ、新規に設備の投資をするときには届出制で市はその基本的な考え方を協議していくという形でまちづくりの誘導をしていくという形になっています。

角井委員 事業者にとっては分譲する土地の面積に対して建物の大きさが小さくなったりするわけですね。

 しかし、流れとしては事業者は景観を売りにして分譲するが、分譲後はその居住者で組合のような意識形成を決める組織を持つことになるのですか。

事務局 地区景観協議会のようなものを作ってもらうようになると思います。

山畑委員 建築協定だと厳しすぎて売りに出せなくなるということですか。

事務局 建築協定とか地区計画とかで基準を厳しくしますとがんじがらめになって動きが取れなくなってしまうので、緩やかな規制ということで景観推進地区を選ばれたようです。

委員長 他に質問はありませんか。ないようでしたら第9回屋外広告物審議会を終

いたします。

議事録署名委員

議事録署名委員
